

運動部活動地域移行における Q&A

【大会参加について】

- 土・日・祝日に中総体以外の大会がある場合は、部活動での参加はできないのか。
 - 部活動は平日のみの活動になるため、部活動で土・日・祝日に開催される大会に参加することはできない。休日の活動組織として地域クラブを立ち上げて、その団体で参加するのは可能になる。部活動顧問はつかない。
- 剣道は、道場と部活動で分け、大会によって出場の仕方を変えている。登録において地域クラブと道場での二重登録はありなのか。
 - 各競技団体で地域クラブの二重登録が不可であれば、どちらか選択することになるが、可であれば、大会ごとの選択になる。
- 市中総体には、参加できるのか。
 - 平日の部活動が継続していれば、学校行事であるため、市中総体は参加可能である。また、休日の「地域クラブ」で参加であれば、市の中総体には参加できず、各競技団体主催の県中総体予選会に参加することとなる。(陸上・水泳・体操・新体操・駅伝は除く)
- 競技団体によっては、クラブチームの指導者には資格が必要であったり、帯同審判員が大会参加の条件であるなど厳しくなっているが行政からのサポートはあるのか。
 - 各競技団体へのクラブチーム登録や大会等への参加は、競技団体や大会主催者が条件を示しており、各地域クラブで条件を満たし、対応していくことになる。

【土日における地域クラブの活動場所について】

- 土日の活動場所は学校の体育施設を使えるのか。
 - 部活動から地域クラブに移行したチームであれば学校長の判断のもと学校体育施設等を優先的に使用できる。
- 地域クラブに移行した場合に部室や道具の置き場所等はどのようになるのか。
 - 部活動から移行した地域クラブであれば学校長の判断のもと、引き続き部活動同様に部室及び道具の置き場等の使用はできる。
- 土日の練習の割り振りは学校が行うのか。
 - 割り振りは、地域クラブの代表者が連絡を取り合い、調整することとなる。(予約システムでの予約はできないようになっている。)

- 休日の学校の体育館等のカギの管理はどのようになるのか。
- 休日のカギの管理は、学校での貸し出しではなく、支所部局での貸し出しか若しくは最寄りの地域公共施設やコンビニなどでの貸し出しを行う。

【平日も含めて部活動を移行した際の活動場所について】

- 平日も含めて部活動を移行した際の学校体育施設は優先的に使えるのか。
- 平日の学校体育施設の利用は、学校に部活動が存在している間は、部活動が優先となるが、当該校長の判断のもと、部活動から移行した地域クラブであれば学校体育施設等を優先的に使用できる。
- 完全に全ての部活動が無くなり、地域クラブでの活動になった時については、今後検討する。

【施設等の破損について】

- 学校施設等を破損した場合の対応はどのようになるのか。
- 地域クラブでの活動中に施設及び学校体育備品の破損があった場合は、修理に必要な費用は弁償となるが、その時の状況や学校の実情に応じて対応が異なる。保険等での対応ができるよう整備を進める必要がある。

また、施設への破損があった場合は、諫早市教育委員会教育総務課に連絡する必要がある。

※ スポーツ安全保険では、活動施設そのもの（窓ガラスや壁など）の破損は対象であるが、卓球台や移動式のバスケットゴールなどの施設備品は対象外

【外部指導者の確保について】

- 地域クラブへ移行する中で、教職員が部活動の指導を担っていても、地域クラブでは指導しないことも予想される。そのような場合は、指導者をどう確保していくのか。
- 県のエントリーシステムの活用や競技団体から指導者を推薦していただくなどの対応を考えているが、各地域クラブとしても人材を探すような動きをお願いしたい。

【地域クラブ登録について】

- 地域クラブ登録の対象はどのようなチームか、また登録期間は、いつまでになるのか。
- 地域クラブの登録の対象は、部活動が地域クラブに移行する際の受け皿となるチームである。大会参加のための登録ではないため、大会への参加は、大会の主催者に確認する必要がある。
- 地域クラブへの登録は随時行っていく。ただし、諫早市へ補助金等を申請する場合は、令和7年5月31日までに申請を出す必要がある。

○ 原則、市内の児童・生徒で構成された地域クラブであることとなっているが、他市町からの子どもは認められないのか。

→ 現段階では、行き過ぎた勝利至上主義のチームに発展するのを避けるため他市町からの子どもが所属するチームの登録は認めない。

○ 地域クラブ認定規定には「複数の役員や指導者が運営に携わっていること」となっているが、地域クラブの立ち上げに、複数の指導者が必要なのか。

→ 必ずしも複数の指導者が必要ではない。継続的な地域クラブを運営するために、代表者や会計、庶務などの役員や指導者などが組織的に取り組む必要がある。

○ 地域クラブの設立の条件として、10名以上のメンバーが必要だと聞いたが、部活動がそのまま地域クラブに移行する場合、不可能ではないか。

→ 10名以上というのは、市の体育施設を借用する際の登録条件であり、地域クラブの設立の条件ではない。

○ 休日の移行において、学校の部活動が2つに分かれて地域クラブを立ち上げることは可能か。

→ 可能である。ただし、練習会場の借用等、トラブルに発展しないよう事前の調整が必要である。

【教職員の兼職兼業について】

○ 兼職兼業はどのような場合に申請が必要なのか。

→ 教職員が地域クラブで指導を行い、謝金を受け取る場合は申請が必要である。ただし、無償又は交通費程度の実費弁償の範囲内のみの支給で指導する場合は、兼職兼業の許可は不要である。

○ 兼職兼業に伴う留意点等はどのようなものがあるのか。

→ 教職員が実際には指導を望んでないにもかかわらず、周囲からの要望や同調圧力等から断れないような実態が生じることは防がなければならない、そうした依頼を行ってはいけない。

→ 学校における労働時間と兼業における労働時間を通算した時間から、法定労働時間を差し引いた時間が月45時間以内となるよう業務改善に努め、また、月80時間を超えた場合は、本事業の指導時間の削減、もしくは、兼業の停止や取消しに応じる必要がある。

【地域クラブの補助金及び助成金について】

○ 学校に部活動がなくて新しい地域クラブが立ち上がった場合、補助金はでるのか。

→ 下記の4項目をすべて満たしていれば補助金の対象となる。

- クラブチームの活動で休日と平日の一部に活動する場合、補助金が出るのか。
- 平日の部活動が残っている場合は、補助金の対象でない。
- 指導者資格取得費用については、行政からの助成だけでは賄えないほど高額になるが、助成金は今後増額されるのか。
- 今年度においては、上限3千円までの助成となる。

【支給の条件】

- ① 「諫早市地域クラブ認定制度について」の規定に基づき認定された団体であること。（令和7年5月31日までに申請が必要）
- ② 諫早市立中学校の生徒で構成されている団体であること。
- ③ 学校部活動が地域移行した団体（平日及び休日の全ての活動が移行しているものに限る。）又は学校部活動の代替として地域住民等により組織された団体であること。
- ④ 当該団体に所属している生徒の在籍校に当該スポーツ及び文化芸術活動の学校部活動がないこと。

【保護者の負担について】

- 保護者の負担はどのようになるのか。
- 今現在も、部活動は、生徒の主體的な活動であり、活動費、大会参加費、遠征費等は受益者負担（部費等）であり、今後は、指導者への謝金等が加われば、その分の負担が増える。
- 拠点校部活動からの地域クラブになると送迎の負担はかかるが、学校部活動がそのまま地域クラブへの移行の場合は、活動場所は、学校で活動することになるため、移動の負担はない。

【地域クラブの情報の発信について】

- 地域クラブに移行したチームの情報はどのようにして知ることができるのか。
- 地域クラブに登録したチームに関しては、諫早市のホームページで情報を配信する予定である。

【地域クラブの受け皿としての小学校のクラブチームについて】

- 小学校のクラブチームが地域クラブの受け皿として考えられるのか。
- 小学校は既に、社会体育の枠組みで地域に根付いたクラブチームとして存続しており、小学校から引き続き、中学生を受け入れ、活動を行うことは十分あり得る。

【地域クラブの活動とガイドラインについて】

- 地域クラブの活動になってもガイドラインを遵守することになるのか。
- 諫早市に登録した地域クラブは、ガイドラインに沿った活動になる。